新福介　第１９０号

令和２年２月２８日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

指定介護予防支援事業所　管理者　様

新居浜市福祉部介護福祉課

課　長　　久枝　庄三

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針に

ついて（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただいているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生しておる等、感染のまん延が懸念されています。

そのため、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議、モニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いします。本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

【　サービス担当者会議　】

　「やむを得ない理由」により担当者を招集することができないときの取扱いと同様に、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。ただしこの場合は利用者の状況等についての情報及び居宅サービス計画等原案の内容について共有し、当該照会内容等の記録を５年間保存する必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少した後、必要に応じて、サービス担当者会議を再度開催するなど、適切な対応をお願いします。

　なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

【　モニタリング　】

　「特段の事情」により利用者宅への訪問ができないときの取扱いと同様に、電話やＦＡＸ等、面接に代わる方法で実施状況を把握するとともに、その経過や内容を記録することで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少した後、速やかに利用者宅へ訪問し、モニタリングを行うなど適切な対応をお願いします。この場合においても、必要と認める場合には、手洗い、マスク着用等感染防止を徹底したうえで利用者の居宅を訪問するようお願いします。

【事務担当】

新居浜市福祉部介護福祉課事業所指導係

TEL：0897-65-1241